

久万高原町保健福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)に関する事業者説明会

久万高原町における総合事業について（概要）

予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護において、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア等地域の多様な主体を活用して市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行。

訪問型及び通所型サービス

- 1、 旧来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護（現行相当）
旧介護予防給付に相当するサービスで、介護事業所が実施主体。介護職員初任者研修等を修了した介護事業所従業者が身体介護と生活援助を提供。基準、サービス内容について、旧予防給付と同様。事業者指定により実施。
- 2、 緩和した基準によるサービス（サービスA）
旧介護予防給付の基準を緩和したサービスで、介護事業者所等が実施主体。町が指定する研修を修了した介護事業所等の被雇用者が生活援助（掃除・炊事等の家事援助）を提供。基準、サービス内容について旧介護予防給付より緩和。事業者指定により実施。
- 3、 住民主体による支援（サービスB）
旧介護予防給付の基準をさらに緩和したサービスで、住民主体の取り組み。町が指定する研修を修了した住民ボランティアが生活援助（掃除・炊事等の家事援助）を提供。基準、サービス内容について旧介護予防給付をより緩和。届出方式により実施。

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援に相当するサービスで、地域包括支援センターが実施。
要件を緩和したサービスを設け、費用額の抑制、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託の促進を図る。

- ケアマネジメントA：介護予防支援と同等のサービス。要件・単価も同じ。
- ケアマネジメントC：初回のみのケアマネジメント。

現在のサービスを継承するもの

- 高額介護予防サービス相当事業（介護予防給付）
- 高額医療合算介護予防サービス相当事業（介護予防給付）
- 「食」の自立支援事業（介護予防及び地域支え合い事業）
- 緊急通報体制整備事業（介護予防及び地域支え合い事業）
- 在宅対応事業（介護予防及び地域支え合い事業）

一般介護予防事業

○従来の二次予防対象者、一次予防対象者の区別をなくし、一体として一般介護予防事業を行う。

総合事業への移行について

○平成29年4月1日から総合事業へ移行するが、要支援認定の有効期間がある者については、有効期間が切れて更新をする者から順次総合事業へ移行する。

旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービス（現行相当サービス）について

- 事業所指定基準は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一。
- 事業所指定については「みなし指定の制度」を活用。既存事業所は、新規指定申請は不要。（医療確保推進法附則第13条により、総合事業における旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が指定したとみなすもの。）
- 請求方法もこれまで通り国保連合会を経由して行う。ただし、請求コードは、総合事業専用のものを使用する。
※ 別紙「サービスコード表」を参照

【みなし指定の留意点】

- ・平成29年4月1日以降の新規指定事業所には、みなし指定の効力は及ばないので、これに該当する事業所は、新規指定を受ける必要がある。
- ・みなし指定は、総合事業サービス事業所として新規指定の手続きを「手続き済み」とみなすものであるので、指定の有効期間終了前（平成30年3月31日が有効期限）には更新の手続きが必要。

サービス報酬について

- 単価は、月額包括報酬から1回当たりの単価設定に変更。本町の総合事業として、旧来の介護予防訪問介護等相当のサービスを実施するにあたっては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「訪問型（通所型）サービスA（基準緩和型）との併用」の観点から、1回当たりの単価設定による報酬とする。

訪問型サービス（みなし）の報酬単価について

【サービスコード表：A1、A2】

サービス	介護予防訪問介護	旧来の介護予防訪問介護相当サービス
	〈1回当たりの報酬単価〉 介護予防訪問介護Ⅰ 1, 168単位／月 (週1回程度)	〈1回当たりの報酬単価を設定〉 訪問型独自サービスIV 266単位／回 (週1回程度)
単価	介護予防訪問介護Ⅱ 2, 335単位／月 (週2回程度)	月4回超の場合 1, 168単位／月 訪問型独自サービスV 270単位／回 (週2回程度)
	介護予防訪問介護Ⅲ 3, 704単位／月 (週2回程超)	月8回超の場合 2, 335単位／月 訪問型独自サービスVI 285単位／回 (週2回超え)
	※ 介護予防訪問介護Ⅲは、要支援2の認定者のみ	月12回超の場合 3, 704単位／月 ※ 過2回は、要支援2の認定者と事業対象者のみ
【報酬算定の例】		
週に1回程度の利用に対し、1か月に4回サービスを提供。 →266単位×4回		
週に1回程度の利用に対し、1か月に5回サービスを提供。 →1, 168単位		
週に2回程度の利用に対し、1か月に8回サービスを提供。 →270単位×8回		
週に2回程度の利用に対し、1か月に9回サービスを提供。 →2, 335単位		
週に2回程度の利用で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供。 →270単位×3回		

訪問型サービスA（基準緩和）の基準について

サービス種別	旧来の介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（緩和した基準による）
サービス内容	・訪問介護員による身体介護、生活援助 ・訪問介護員によるサービス提供	・身体介護を行わない ・訪問介護員等以外の従事者（町が指定する研修の修了者）によるサービス提供
実施方法	事業者指定	事業者指定
人員基準	<p>① 管理者 常勤・専従1人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)</p> <p>② ③ サービス提供者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上いる等の事業所は、利用者50人に1人以上（介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）</p>	<p>④ 管理者 専従1人以上 ⑤ 従事者 1人以上必要数 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、町が指定する研修の修了者)</p> <p>⑥ サービス提供者 従事者のうち、利用者40人に1人以上。ただし、サービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上 (介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)</p>
設備基準	旧来の介護予防訪問介護と同様	旧来の介護予防訪問介護と同様
運営基準	旧来の介護予防訪問介護と同様	旧来の介護予防訪問介護と同様

訪問型サービスA（基準緩和）の単価について

【サービスコード表：A3】

サービス	旧来の介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（緩和した基準による）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・1回当たりの報酬単価を設定 ・サービスコード：A1（みなし指定） ・A2（H29.4.1以降指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回当たりの報酬単価を設定 ・有資格者（訪問介護員等）と無資格者との賃金水準差を考慮し、単価を約10%減額 ・サービスコード：A3（緩和した基準による）
単価			
週1回程度	266単位／回	週1回程度	240単位／回
月4回超の場合	1,168単位／月	月4回超の場合	1,059単位／月
週2回程度	270単位／回	週2回程度	244単位／回
月8回超の場合	2,335単位／月	月8回超の場合	2,110単位／月
週2回超え	285単位／回	週2回超え	257単位／回
月12回超の場合	3,704単位／月	月12回超の場合	3,340単位／月
加算		加算	
① 初回加算	200単位／月	初回加算	200単位／月
② 生活機能向上連携加算	100単位／月		
③ 介護職員処遇改善加算			
(I)	8.6%	(I)	8.6%
(II)	4.8%	(II)	4.8%
(III)	(II) × 0.9	(III)	(II) × 0.9
(IV)	(II) × 0.8	(IV)	(II) × 0.8

通所型サービス（みなし）の報酬単価について

【サービスコード表：A5、A6】

サービス		介護予防通所介護 〈月額包括報酬〉	旧来の介護予防訪問介護相当サービス 〈1回当たりの報酬単価を設定〉
単価	要支援1	1, 647単位／月	要支援1・事業対象者（週1回程度） 378単位／回
	要支援2	3, 377単位／月	月4回超の場合 1, 647単位／月 要支援2・事業所対象者 389単位／回
【報酬算定の例】			
要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供。 →378単位×4回			
要支援1の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供。 →1, 647単位			
要支援2の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供。 →389単位×8回			
要支援2の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供。 →3, 377単位			
要支援2の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供。 →389単位×3回			

通所型サービスA（基準緩和）の基準について

サービス種別	旧来の介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（緩和した基準による）
サービス内容	・旧来の介護予防通所介護と同様のサービス内容	・身体介助は行わない ・利用者の日常生活やレクレーション、行事を通じて機能訓練を行う。 ・送迎は行わない。
実施方法	事業者指定	事業者指定
人員基準	<p>① 管理者 常勤・専従1以上 ② 生活相談員等 専従1以上 ③ 看護職員 専従1以上 (定員10人以下の場合は、看護職員又は介護職員い やれか1以上) ④ 介護職員</p> <p>15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) ⑤ 機能訓練指導員 1人以上</p>	<p>① 管理者 専従1以上 ② 生活相談員等 専従1以上 ③ 従事者 1人以上必要数 (町が指定する研修の修了者) ④ 機能訓練指導員 配置不要</p>
設備基準	旧来の介護予防通所介護と同様	<p>① サービスを提供するために必要な場所(3m²×利用定員以上) ② 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③ 必要なその他の設備・備品</p>
運営基準	旧来の介護予防訪問介護と同様	旧来の介護予防通所介護と同様

通所型サービスA(基準緩和)の単価について

【サービスコード表：A7】

サービス	旧来の介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（緩和した基準による）	
		<ul style="list-style-type: none"> * 1回当たりの報酬単価を設定 * 有資格者（訪問介護員等）と無資格者との賃金水準差を考慮し、単価を約10%減額 * サービスコード：A7（緩和した基準による） 	
単価	<p>要支援1・事業対象者（週1回程度） 378単位／回 月4回超の場合 1, 647単位／月</p> <p>要支援2・事業対象者（週2回程度） 389単位／回 月8回超の場合 3, 377単位／月</p> <p>加算（旧来の介護予防通所介護と同様）</p>	<p>要支援1・事業対象者（週1回程度） 365単位／回 月4回超の場合 1, 590単位／月</p> <p>要支援2・事業対象者（週2回程度） 376単位／回 月8回超の場合 3, 264単位／月</p> <p>加算 若年性認知症利用者受入加算のみ</p>	

総合事業による事業者指定について

- 総合事業における事業所の指定は久万高原町が行い、新規指定申請、変更届、加算届等の届出は町にに対して行う。
- 平成30年3月までは、介護給付・予防給付・総合事業の3種類が併存することとなるため、事業所の指定も3種類存在。

そのため、次の表のとおり指定に係る各種届出を行うことになります。総合事業に係る各種様式等は別途示します。

提供サービス	必要な事業所指定	指定権者 (申請等提出先)
介護給付 通所介護	指定訪問介護事業所の指定	愛媛県
	指定通所介護事業所の指定 (地域密着型通所介護)	愛媛県 (久万高原町)
予防給付	指定介護予防訪問(通所)介護	愛媛県
総合事業 サービス	旧来の介護予防訪問(通所)介護相当 総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定	久万高原町

※ 留意点

- 1、介護予防訪問(通所)介護の指定更新をしなかった場合には、当該事業所は久万高原町の被保険者に限らず、一切の介護予防訪問(通所)介護を提供することが出来なくなります。
- 2、総合事業に係る事業者指定は、久万高原町の被保険者及び久万高原町に住民票がある方（住所地特例者）のみに効力有します。
- 3、久万高原町以外の事業対象者にも総合事業のサービス提供をしている場合、それぞれの市町から事業所指定を受け必要があり、変更届や指定更新申請も同様に久万高原町のほかそれぞれの市町村に届け出る必要があります。

利用者との契約について

○総合事業によるサービス提供にあつては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となる。
※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は、「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事項なので、総合事業には適用されない。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変更が生じることに留意。

○事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。

（総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例）

△利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供も含まれていれば良いので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約書の読み替え規定を盛り込む方法。なお、文面案を次ページに示すが、契約文面との整合が必要であって文面案をそのまま用いることができない場合があること、また、利用者に対する読み替え規定の説明を省略せざるものでないことに留意されたい。

◇地域包括支援センターから介護予防支援に係る再委託を受けている場合においても、同様に介護予防ケアマネジメントへの読み替えが必要になる場合があります。

介護予防支援	介護予防給付のみ又は介護予防給付と総合事業を組み合わせた予防プランの作成 ※介護予防訪問（通所）介護は総合事業に移行するので、介護予防給付には含まれない。
介護予防ケアマネジメント	介護予防給付を含まず、総合事業のみの予防プラン作成

参考：読み替え規定の例示

【介護予防訪問介護 → 総合事業において実施される旧来の介護予防訪問介護相当のサービス】 (介護予防・日常生活支援総合事業の読み替え)

第●条 利用者の保険者である久万高原町が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス（次項において「介護予防訪問介護相当サービス」という。）」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防訪問介護相当サービスに係る第115条の45の3第1項の指定を久万高原町から受けている場合は、前項の読み替えは行わない。

【介護予防通所介護 → 総合事業において実施される旧来の介護予防通所介護相当のサービス】 (介護予防・日常生活支援総合事業の読み替え)

第●条 利用者の保険者である久万高原町が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス（次項において「介護予防通所介護相当サービス」という。）」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防通所介護相当サービスに係る第115条の45の3第1項の指定を久万高原町から受けている場合は、前項の読み替えは行わない。

全体的まとめ【重要】

- 平成29年3月31日時点での有効な指定をもつ介護予防訪問（通所）介護事業所は、総合事業の訪問型サービス（旧来の介護）の指定申請は不要。（=みなし指定）
- 平成29年4月1日以後に指定を受けた介護予防訪問（通所）介護事業所は、総合事業の訪問型サービス（旧来の介護予防）の指定申請は不要。（=みなし指定）
- 総合事業への移行にあたり、報酬は、月額包括報酬から1回当たりの単価へ移行。
- 請求は、従前どおり国保連に対して行いますが、サービスコード表は変更となる。
- 総合事業によるサービスの提供は、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。
- 緩和した基準によるサービスが新設される。参入には、訪問（通所）型サービスA（緩和した基準によるサービス）の指定申請及び訪問（通所）型サービスB（住民主体型サービス）の申請届出が必要。（ぜひ積極的な参入の検討をお願いします。）

ご清聴ありがとうございました。